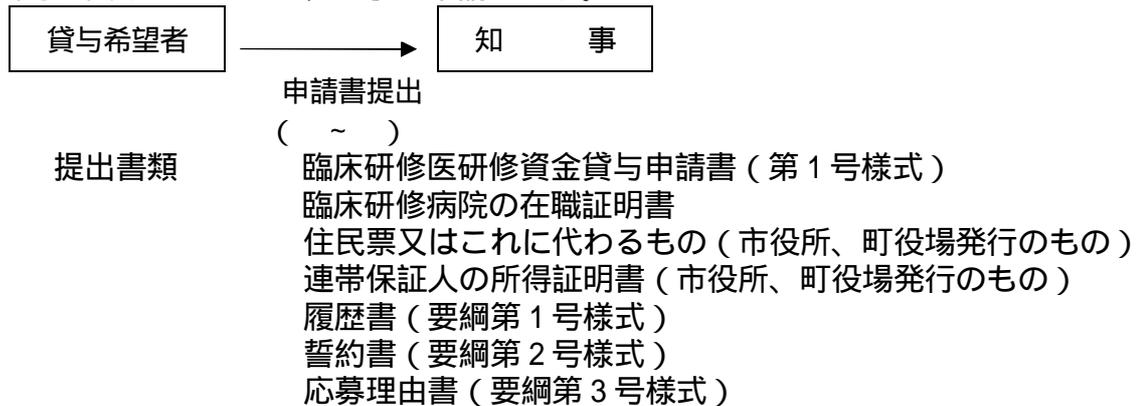


臨床研修医研修資金貸与に関する手続き

研修資金の貸与を受ける研修医は、それぞれの場合に応じた様々な手続きを行う必要があります。以下それぞれの場合に応じて、印の手続きを行ってください。

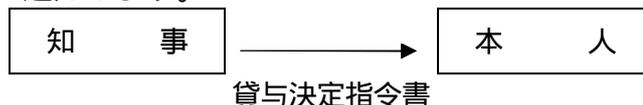
1 研修資金の貸与を受けたいとき（新規）

貸与を受けたいときは、知事に申請します。



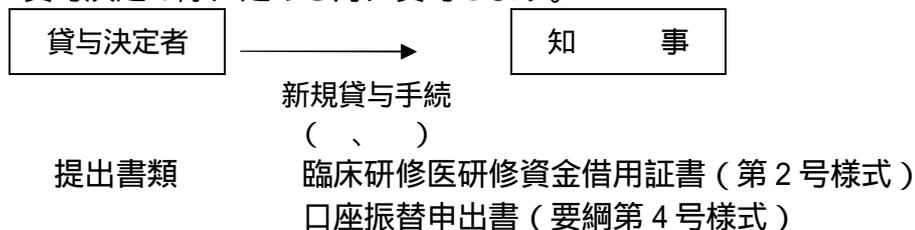
2 研修資金の貸与の決定

申請者の面接を8月頃に行い、貸与者を決定します。貸与の決定は、知事から本人に通知します。



3 研修資金の新規貸与

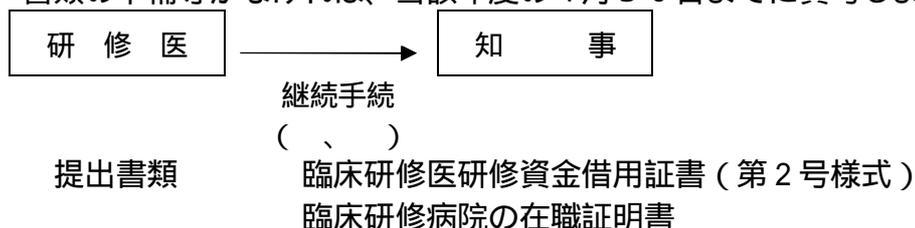
- (1) 資金の貸与年額は、年額 1,500,000円 です。
- (2) 貸与決定の通知がありましたら、貸与手続を行ってください。
貸与決定の際に定める月に貸与します。



4 継続（2回目）貸与の手続き

- (1) 資金の貸与年数は上限2年で、貸与年額は初年度と同額です。
- (2) 3月に手続書類を送付しますので、研修医は毎年4月15日までに、貸与継続の手続きを行ってください。

書類の不備等がなければ、当該年度の4月30日までに貸与します。



5 中断したとき

研修医が臨床研修を中断したときは、貸与された全額に利息を付して返還しなければなりません。



提出書類

返還申立書（別紙様式）
臨床研修医研修資金貸与辞退届（第12号様式）
10日以内に知事あてに届出をしてください。

返還手続（ ）
辞退の届出（ ）

6 研修中に休職（停職）したとき

臨床研修中に、休職（停職）または復職したときは、以下の手続きを行ってください。



休職（停職）の届出（ 、 ） 復職の届出（ ）

（1）休職（停職）したときは、10日以内に知事あてに届出をしてください。（借用証書提出の時期に休職しているときは、当該年度の貸与を一時保留することができます。）

提出書類 休職届（第6号様式）
停職届（第9号様式）

（2）復職したときは、10日以内に知事あてに届出をしてください。

提出書類 復職届（第7号様式）

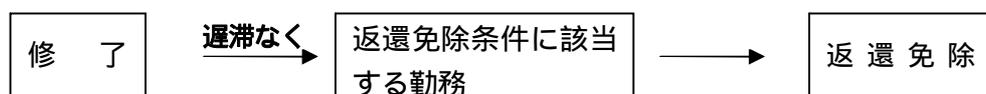
7 修了したとき

臨床研修が修了したときは、次の（1）～（3）の手続きを行ってください。

（1）修了の届出

（2）遅滞なく、引き続き県内の救急病院又は救急医療機関等での業務に従事してください。業務従事する医療機関の届出をしてください。

（3）勤務先を変更した場合は、10日以内に知事あてに届出をしてください。



修了届（ ）

提出書類

業務開始の届出（ ）
勤務先変更の届出（ ）
修了届（第8号様式）
業務開始届（第10号様式）
勤務先変更届（第11号様式）

返還免除条件に該当する勤務での2年以内の中断

医学に関する専門知識の修得を目的とする修学のために救急病院又は救急医療機関等における業務に従事できない場合は、2年間を限度として中断できます。

その場合は、当該修学を行う3ヶ月前に下の書類を提出してください。

提出書類 医学に関する専門知識修得計画書（第16号様式）

就業内容についての留意事項

指定医療機関に医師として勤務した場合でも、年間200日以上勤務実績がないと返還となります。

8 修了後の状況報告について

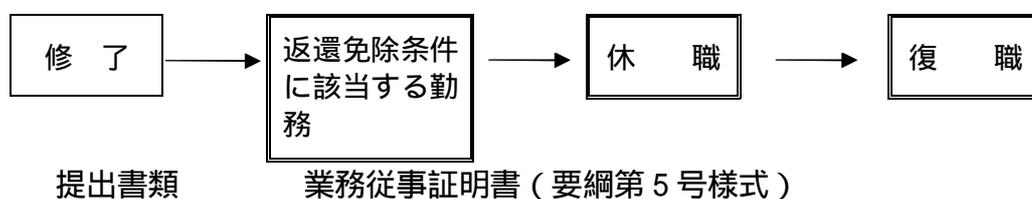
臨床研修を修了した後、返還免除条件となる医療機関での勤務状況について、1年に1回、4月30日までに三重県健康福祉部医療政策室医療確保対策グループへ状況報告をしてください。

提出書類 業務従事証明書（要綱第5号様式）

9 修了後に病気等により休職したとき

臨床研修を修了後、返還免除条件となる医療機関での勤務中に、病気等やむを得ない事情により休職又は停職したときは、その休職期間は中断としません。

ただし、返還免除のための勤務期間を計算するときは、休職・停職期間は除かれます。



休職期間等について証明を受ける欄がありますので、8の修了後の状況報告時に提出してください。

業務従事期間から控除される期間は、休職又は停職の期間の「開始の日」の属する月から終了の日の属する月までの月数となります。また、休職・停職の開始日と終了日が同一月の場合は1か月となります。

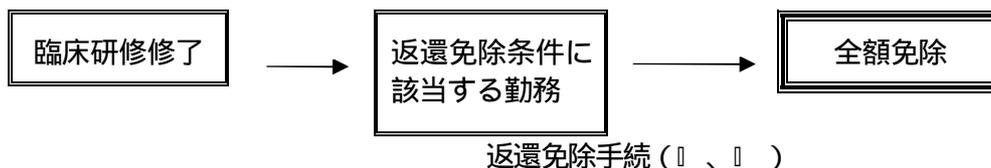
10 その他の手続き

以下の事実が発生した場合は、10日以内に届出をしてください。

- (1) 臨床研修病院を退職したとき（第5号様式）
 - (2) 臨床研修資金の貸与を受けることを辞退するとき（第12号様式）
 - (3) 臨床研修病院における臨床研修に耐えない程度の心身の故障を生じたとき（第13号様式）
 - (4) 臨床研修資金貸与申請書の記載事項に変更が生じたとき（第14号様式）
 - (5) 連帯保証人を変更しようとするとき（第15号様式）
- 提出書類
- 退職届（第5号様式）
 - 臨床研修医研修資金貸与辞退届（第12号様式）
 - ▮ 疾病等届（第13号様式）
 - ▮ 臨床研修医研修資金貸与申請書記載事項変更届（第14号様式）
 - ▮ 連帯保証人変更届（第15号様式）

11 返還が全額免除される時

県内臨床研修病院で研修修了後、遅滞なく救急病院又は救急医療機関等で3年間勤務を終了したとき、貸与額の全額の返還が免除されます。期間が満了しましたら、以下の手続きにより返還免除の決定を受けてください。



- 提出書類 □ 臨床研修医研修資金返還免除申請書(第3号様式)
□ 死亡又は退職の理由及びその年月日を証明する書面
(条例第4条による免除を受けようとする場合のみ)

《注》返還免除条件となる医療機関及び診療科であれば、1か所である必要はありません。複数の医療機関で医師業務に従事した場合は、通算期間を業務従事期間とします。ただし、引き続いて従事する必要がありますので、勤務先を変更する場合は退職した日の属する月の翌月末までに、次の指定機関に勤務してください(この期間を超過すると、以後の勤務期間は業務従事期間に加算されず返還手続き等の必要が生じることがあります)。

医師修学資金、専門研修医研修資金をそれぞれ借りた場合

医師修学資金を借りている場合は、卒業後6年、7年、10年間(プログラムにより異なります)勤務して医師修学資金の返還免除となった後に臨床研修医研修資金の返還免除のための勤務期間が開始されます。

専門研修医研修資金も合わせて借りていた場合は、返還免除のための3年間の勤務期間が終了した後に専門研修医研修資金の返還免除のための勤務期間が開始されます(別添の表をご参照ください)。

12 業務従事期間の計算方法

業務従事期間は月数によって計算します。従事を開始した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入します。

13 全額返還が必要となる時

5で述べた中断の場合のほかに、全額返還が必要となる場合は以下のとおりです。

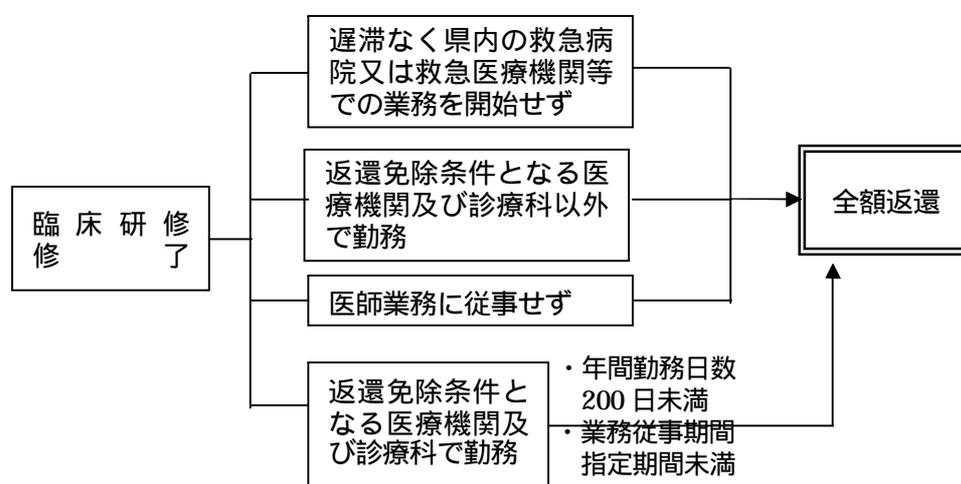
- (1) 臨床研修後、遅滞なく県内の救急病院又は救急医療機関等で業務を開始しなかったとき(やむを得ない理由がない場合)
- (2) 返還免除条件となる医療機関及び診療科以外で勤務したとき(医学に関する専門知識の修得を目的とする修学のための2年以内の中断を除く)
- (3) 返還免除条件となる医療機関及び診療科であっても、医師業務に従事しなかったとき、または従事する内容が基準に満たないとき。
- (4) 返還免除条件となる医療機関及び診療科において医師業務に従事したが、年間勤務日数が200日未満、又はその期間が返還免除となる期間に満たないとき。

(5) 臨床研修資金の貸与の決定を取り消されたとき。

以下の事由に該当した場合、貸与が取り消されます。

- ア 心身の故障のため、臨床研修を継続することができなくなったと認められるとき
- イ 臨床研修の成績が著しく不良になったと認められるとき
- ウ 臨床研修資金の貸与を受けることを辞退したとき
- エ 死亡したとき()
- オ 偽りその他不正の手段により臨床研修資金の貸与を受けたとき
- カ 臨床研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- キ 上記のほか、知事が必要と認めるとき

資金の貸与を受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、当該資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができます。



提出書類

返還申立書(別紙様式)

臨床研修医研修資金貸与辞退届(第12号様式)

14 返還金額

貸与した金額に、利息計算期間の日数に応じ年10%の割合で計算した利息を加えた額となります。

15 利息計算期間

(1) 退職の場合

貸与を受けた日の翌日から臨床研修病院を退職した日までの期間

(2) 返還免除条件となる勤務を継続できなくなった場合

貸与を受けた日の翌日から最後に貸与を受けた日の属する年度の末日までの期間
利息計算は、貸与を受けた日(振込みのあった日)の翌日を起算日として、各年ごとに計算し、合算します。

16 返還方法

(1) 原則として返還は一括支払いとなります。ただし、疾病、災害その他やむを得ない理由により返還が困難な場合は返還を猶予することができます。

提出書類 □ 臨床研修医研修資金返還猶予申請書（第4号様式）

(2) 正当な理由なく納期限を超過した場合は延滞利息（年利15%）が発生します。

(3) 納付の方法

納入通知書（請求書兼振込用紙）を送付しますので、三重県指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関へ払い込んでください（県外にお住まいで、県外取扱い窓口がない場合は、納入通知書を同封のうえ現金書留で送金していただいても結構です）。

県内取扱い窓口

普通銀行、信託銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、県信用漁業協同組合連合会、労働金庫

県外取扱い窓口

百五銀行各支店、第三銀行各支店、三重銀行各支店、桑名信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）

以上が臨床研修医研修資金の貸与手続きのあらましです。

次ページ以降の「手続の流れ」「三重県研修医研修資金貸与制度Q & A」もご覧ください。

詳細については、巻末の「三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例」「三重県臨床研修医研修資金貸与規則」「三重県臨床研修医研修資金貸与要綱」をよく読んでください。